

石材切断機制御盤取替修繕 仕様書

1 修繕の内容

本修繕は、広島市立大学第2工房棟石材機械加工場で使用している石材切断機の制御盤を取替修繕するものである。石材切断機は大型の石材を切断するための機器であり、石彫実習などで使用している。しかし、長年の使用による経年劣化のため、主電源を入れてから数時間、石材切断機が正常に作動しないことが度々発生し、安全面についても十分ではないことから、教育・研究に支障が生じているため、石材切断機制御盤の取替修繕を行う。

(1) 件名

石材切断機制御盤取替修繕

(2) 契約期間

契約締結日から2021年3月31日（水）まで

(3) 修繕場所

広島市立大学第2工房棟石材機械加工場

2 修繕範囲

本修繕の受注者は、本仕様に基づき以下について実施し、石材切断機の正常稼働を確認し、発注者に引き渡すまでの作業一切を行うこと。

(1) 現地調査

(2) 制御盤の設計（回路及びPLCラダー）・製造

(3) 制御盤設置（配線工事を含む）

(4) 石材切断機の試運転及び調整

(5) 設置した制御盤の確認及び検査

(6) 既存設備の撤去及び処分

(7) 発注者の行う検収検査対応

(8) その他付帯業務

3 制御盤について

以下の機能を有すること。

(1) スイッチ

- ・電源（入、非常停止）
- ・自動運転スイッチ

- ・手動、自動 切り替えスイッチ
- ・手動運転時の主軸切り替えスイッチ（上昇、断、下降）

(2) 表示灯

電源（稼働時オレンジ色）

(3) 下降時間

下降時間を調整するためのダイヤルを取り付けること

(4) 速度設定

速度設定を行うためのメーター及びダイヤルを取り付けること

(5) 電流計

主軸モーターの電流値を表示するメーターを取り付けること。

(6) その他制御盤に関する事項

- ・主軸モーター（運転、停止）のスイッチ及び表示灯の設置については、現地確認及び発注者と協議のうえ決定する。
- ・水ポンプ（運転、停止）のスイッチ及び表示灯の設置については、現地確認及び発注者と協議のうえ決定する。
- ・その他必要な機能がある場合は、現地確認及び発注者と協議のうえ決定する。

4 その他

- (1) 既存制御盤を撤去したのち新設制御盤を設置するものの現行の運用に与える影響が最小となるように留意するものとする。
- (2) 保証期間は、本品検査受領後1年間とする。ただし、納入者の責任に属する不良個所が生じた場合は、本学担当者と連絡のうえ、無料で修理を行うものとする。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、本学担当者に質問し、その指示を受けること。
- (3) 本仕様書に定めなき事項については、本学担当者と協議のうえ解決するものとする。